

令和 7 年度

PTA 総会資料



鈴鹿市立神戸小学校 PTA

総会次第

[1]一号議案

令和 6 年度活動報告(案)承認の件

[2]二号議案

令和 6 年度決算報告(案)承認の件

[3]三号議案

PTA 規約及び会計規定(案)承認の件

[4]四号議案

役員改選（案）承認の件

[5]五号議案

令和 7 年度活動方針及び活動計画（案）承認の件

[6]六号議案

令和 7 年度活動予算（案）承認の件

[7]参考資料

神戸小学校 PTA 規約(改正案)

神戸小学校 PTA 会計規定(改正案)

神戸小学校 PTA 役員免除規定

PTA 等学校関係団体からの寄付等の取り扱いに関する指針
(鈴鹿市教育委員会)

[1]一号議案

令和 6 年度活動報告(案)

承認の件

活動報告書

部門名		体育厚生部
役員	部長	谷口真也
	副部長	松原紗也加
	部員	本嶋さくら、玉城優里、尾崎ともな、藪田あき
	顧問	井高佑菜
活動内容	概要	お掃除大会（年3回）、運動会の前日準備及び当日の運営補助
	1学期	新旧合同運営委員会において引き継ぎ実施(3/14)。 係の先生とお掃除大会の打ち合わせ。案内を作成、P数配付。お掃除大会当日の運営、前日までに部員、執行部、先生たちと計画の共有。反省：参加賞の数が事前に把握できない。当日参加、参加賞を断る、多く持っていくなどがあり、参加人数が安定しなかった。日時の決定の際、学校の都合が優先になる。学校に案内を作ってもらった方がスムーズ仕事が進むと思われる。
	2学期	係の先生と2学期お掃除大会の打ち合わせ。案内作成、P数配付。運動会の打ち合わせ、前日準備、当日運営について係の先生と打ち合わせ。お掃除大会当日の運営、前日までに部員、執行部、先生たちに計画を共有。反省：参加人数が安定せず（1学期と同じ）給食室の冷蔵庫を特別に利用させていただいたので冷たい飲み物を提供できた。衛生面要注意が必要。運動会、前日準備の募集、教頭に依頼してメールにてPTAボランティアを募る。 前日準備、係の先生と協力して計画を進める。
	3学期	3学期お掃除大会の打ち合わせ、準備。寝釈迦祭と重なり、中止。
活動総括		PTAが活動を計画したが、学校からの要望で日が決まったり、学校に依頼された業務を計画することが主な取組であった。以上のことから、学校から計画立案が出てきた方がスムーズに活動できる。PTAとして活動に協力するかどうかを学校と相談し計画が進められると良いのではないかと思います。ボランティア活動後の参加賞などは、学校には準備するあてがないので、協力すると良いと思う。活動の目的はPTA保護者たちが納得できるものになっていれば保護者の皆様も手伝ってくれると考えます。3学期に参加賞としてお菓子券を導入することを試みた。宮崎石材さんが協力してくださった。

活動報告書

部門名		文化部
役員	部長	天命拓磨
	副部長	杉谷優里奈
	部員	中井祐介、清水理恵、島村晴香、大橋宏雄
	顧問	余語花美
活動内容	概要	文集（神戸の子）の発行に関する検討
	1学期	新旧合同運営委員会等(3/13,4/9)において、前年度部長より引き継ぎを受ける。文化部顧問との顔合わせなどを実施(4/22)。予算の受け取り(5/12)。
	2学期	運営委員会に参加(9/20)。部員との会議（WEB,LINEなど）を定期的に行い(9/30,10/19)、今後の方針に関する検討を実施。学校役員（執行部）によるヒアリング(10/18)や今後の方針に関する協議(12/28)を実施。また、学校との協議(12/19)も併せて実施した。
	3学期	部員との会議（WEB,LINEなど）を開催(1/17)し、「神戸の子」に関する意見を出し合い協議を実施。賛成多数で今年度の「休刊」を決定（文化部として）。学校(1/22)、学校役員（執行部）とも協議(2/12)し、文集を発行しないこと（休刊）を最終決定。結果をもとに部員との会議(2/18)を実施（WEB,LINE）。新旧合同運営委員会(3/14)において新執行部予定者へ引き継ぎ実施。
活動総括		今年度より、PTA組織のスリム化の改革に伴い削減できる行事、予算の対象として、文化部の活動をどうするべきか考えて進めてきました。予算の削減で、WEB掲載の選択肢もあった中で、学校・文化部の双方が負担にならないという方法から、今年度は、「神戸の子」につきまして休止の判断に至りました。さまざまなご意見や気持ちがあり、また子供たちの思い出作りの一躍を担ってきた「神戸の子」の休止についての決断をご理解頂けますと幸いです。一年間、本当にありがとうございました。

活動報告書

部門名		広報部
役員	部長	関根直子
	副部長	松田みなみ
	部員	江口由美子、寺田富貴、三嶋朋枝、山中和伸
	顧問	小口千恵子
活動内容	概要	PTA広報誌「はぐぐみ」の発行
	1学期	広報部メンバーでの顔合わせ及び打ち合わせ実施(4/24)。広報誌発行に向け、授業参観、新任教員、遠足(5/2)などの撮影実施。委託業者（フォトスタジオカケハシ）との打ち合わせを実施(5/15)、部員で情報共有。児童会や学校役員（執行部）、各種アンケートなどの調整を実施(5月～6月)。各種素材を集約(6/20)し、第1校完成(6/29)。学校の確認を経て校了(7/3)し入稿(7/4)。仕分け作業実施後(7/16)、各家庭へ配布。
	2学期	委託業者（フォトスタジオカケハシ）への支払い及び次号に関する打ち合わせを実施(9/13)。その後部員で共有。運動会(10/11)、給食(11/19)、4年生音楽会(11/27)、休み時間の様子(12/5)を撮影。給食アンケートを実施(11/27～)し、結果を集計(12/10)。
	3学期	児童会や学校役員(執行部)、修学旅行などの写真などを入手すると共に、学校側への確認や修正作業実施(1月～2月)。最終チェックを経て入稿(3/4)。仕分け実施(3/12)後、各家庭へ配布。委託業者（フォトスタジオカケハシ）への支払い完了(3/13)。新旧合同運営委員会において引き継ぎを実施。
活動総括		今年度の広報部は、広報誌「はぐぐみ」を計画通り前期・後期の2回発行する事ができました。4月の顔合わせから、行事写真の撮影、先生や児童会からの資料収集、フォトスタジオとの打ち合わせなど、必要な作業をスムーズに進めることができました。前期発行時の反省を踏まえ、後期より学校側ともGoogleドライブでデータを共有する事により、編集作業や確認作業がより効率的に行えるようになりました。部員の皆様の協力のおかげで、全ての作業を無事に完了できたことに感謝いたします。

活動報告書

部門名		子育て支援部
役員	副会長	後藤亜耶
	部長	大西優衣
	部員	
	顧問	村林小夜
活動内容	概要	家庭救育学級の開設
	1学期	新旧合同運営委員会(3/13)において引き継ぎを実施。第1回運営委員会(4/12)、PTA家庭教育研修会(4/25)に参加。今年度家庭教育学級部員及び第1回家庭教育講座募集実施(7/2)。第1回家庭救育講座開級（親ナビパパママワーク）(7/23)。
	2学期	第2回運営委員会(9/20)、専門部長会議(10/18)、第1回鈴鹿亀山子どもの未来を語る会(11/9)、臨時運営委員会(12/20)参加。
	3学期	第2回家庭教育講座案内配布(2/12)及び開講（伊勢型紙しおり作り体験）(2/28)。新旧合同運営委員会(3/14)において次年度執行部予定者へ引き継ぎ実施。卒業式において卒業生代表者への花束の準備などを実施(3/19)。
活動総括		本年は地区の母親部の募集は停止し、副会長・部長の2人で活動しました。今年度は子育て講座を開いたり、普段子ども達が勉強している鈴鹿市の伝統文化について改めて知れたり、とても有意義な時間になりました。

活動報告書

部門名		地域活動委員会
委員長		田口育美
副委員長		澤野早希
委員		加藤満美、水野有理、松本幸代、長瀬紗織、赤塚瞳
ブロック長		田村由起子、津田祐輔、田村恵、紙谷千裕、樋口可依、伊藤美保、岡一視
地区委員		坂倉幸、野村さおり、田中雄介、萩原真貴、吉田和幸、横原真一、安田恵美、富田志帆、小栗由美、加藤陽代、明石智紀、井本香織、北川あすか、坂倉奈央、岡田千裕、長岡多恵子、森真奈美、加藤敦子、櫻井紘加、出口加奈子、塚本真美、河野美香、澤田真由子、小島翔子、太田くみ子、山中良子、浦田真弓、田中朋
活動内容	概要	登校班の編成及び付随業務（名簿確認作業、統廃合対応など）の実施
	1学期	運営委員会(4月)及び執行部会（地域活動委員長・毎月）へ参加。登校班名簿確認作業実施(6月)。転入出児童への対応及び登校班統廃合などに随時対応実施。
	2学期	運営委員会(9月)及び臨時運営委員会(12月)、執行部会（地域活動委員長・毎月）へ参加。次年度地区役員選出案内の送付実施(12月)。転入出児童への対応及び登校班統廃合などに随時対応実施。
	3学期	新一年生登校班編成作業実施（ジェフリーすずか）(2月)。新旧合同運営委員会において引き継ぎ実施(3月)
活動総括		例年通りの方法で作業ができないことばかりで、その度に地域活動委員・ブロック長と共に考えながら活動する1年になりました。登校班管理はP側の管轄であること知り、地域活動委員・ブロック長・地区委員全員が協力して活動することができたと思います。 2024年度より廃止となった事業：廃品回収、安全安心意見交換会 2025年度より学校側で実施となった事業：登校班名簿確認作業

活動報告書

部門名		登校安全部
役員	部長	米山翔子
	副部長	小川初子
	部員	大西千晴、都築千寿子、佃真実、鈴山亜弥美、久保田香子、高橋健、谷口はるか、古座谷ハウ、鈴木美穂、若林泰加、米山翔子、クワモトアドリアナ、生川菜津子、野田利江、鈴木奈那、小林千絵、藤井秀樹、山本りえこ、中村絵美子、松下卓生、河北操、武智ゆかり、山下洋子、池上あいの、小川初子、森川美保、渡辺アンデルソンケイ、南郷友里、田川久美子、後藤享子、伊藤礼子、高野ちゆき、長谷川裕子、戸田朝美、金明玉
	顧問	加藤由里恵
活動内容	概要	旗当番（年12回）、通学路安全点検（パンダシール）
	1学期	・旗当番 5月15日(水)、6月14日(金)、7月12日(金)、8月登校日 ・旗の受け渡し ・部会 ・通学路の安全点検 ・パンダシールの貼り付け
	2学期	・旗当番 9月13日(金)、10月15日(火)、11月15日(金)、12月13日(金)
	3学期	・旗当番 1月15日(水)、2月14日(金)、3月14日(金)、4月15日(火) ・旗の返却
活動総括		年度当初に部員にLINEに登録してもらい連絡することでスムーズに旗当番を行うことができた。

活動報告書

部門名		特別支援学級
役員	代表	岡田千裕
	副代表	宮崎真実
	部員	
活動内容	概要	教室清掃、学校長との懇談会
	1学期	5/10 特別支援学級懇談会 実施 6/1 PTAお掃除大会にて、特別支援学級そよかぜ教室の清掃 7/9 第1回校長先生との懇談会 実施
	2学期	11/20 第2回校長先生との懇談会
	3学期	3/3 第3回校長先生との懇談会 実施
活動総括		予算の関係で、前年度とは大きく違う活動となった。そよなかたんマーケット(参観あり)に代わり、そよなかたんフェスティバル(参観なし)となり、参観日は別日に設けられた。陶芸教室実施予定だったが、講師の先生の体調の都合で中止となった。

[2]二号議案

令和 6 年度決算報告(案)

承認の件

二号議案 令和6年度決算報告（案）承認の件

1. 収入の部

（単位：円）

科 目	令和6年度予算案	令和6年度決算	過不足	摘 要
会費収入	1,355,200	1,356,000	-800	
廃品回収収入		9,250	-9,250	
負担金収入	2,500	2,500	0	幼稚園よりメールシステム負担金
雑収入	10	296	-286	利息
合 計（1）	1,357,710	1,368,046	-10,336	

2. 支出の部

（単位：円）

科 目		令和6年度予算案	令和6年度決算	過不足	摘 要
事業費	体育厚生部費	45,000	27,251	17,749	お掃除大会飲料, 草刈燃料, 替え刃, ごみ袋
	登校安全部費	10,000	9,809	191	テーブルカトリッジ、反射タスキ
	子育て支援部費	30,000	20,460	9,540	お茶, 花束
	広報部費	150,000	156,720	-6,720	「はぐくみ」印刷委託
	文化部費	50,000	0	50,000	
	地域関係事業費	40,000	22,104	17,896	パトボ, コマモ, 会議室使用料
	会議費	15,000	470	14,530	会議室使用料
	講師等旅費	15,000	0	15,000	
	図書充実費	200,000	199,106	894	学校図書館の蔵書を充実させるための書籍購入費
	小計	555,000	435,920	119,080	
学校援助費	学校行事援助費	200,000	211,062	-11,062	入学祝写真, 入学式・卒業式飾花, 卒業祝品, サッカーボール, バドミントンネット
	特別学級支援費		39,953	-39,953	総会前の運営委員会において予算可決されていたが、学校とのやりとりの中で一旦中止となったため、総会資料には掲載をしなかった。その後、支援学級からの要望を踏まえ再度検討を行い、予算執行を行った。
	小計	200,000	251,015	-51,015	
負担金	負担金	125,000	102,200	22,800	市P連会費@210×484人
	小計	125,000	102,200	22,800	
総務費	通信費	55,000	55,964	-964	メール配信システム維持管理関係費
	書記費	10,000	7,460	2,540	事務用品等
	傷害保険	82,280	82,280	0	P T A安全互助会保険@170×484人
	印刷費	15,000	12,965	2,035	コピー代, 印刷機用ロールマスター, インク
	消耗品費	35,000	7,835	27,165	コピー用紙, ゴム印, インデックス, 会計ファイル
	小計	197,280	166,504	30,776	
積立金	行事積立金	50,000	50,000	0	80周年行事用基金
	小計	50,000	50,000	0	
予備費	予備費	230,430	108,788	121,642	
	小計	230,430	108,788	121,642	
合 計 (2)		1,357,710	1,114,427	243,283	
収支差額 (1) - (2)		0	253,619		

3. 特別会計明細書

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月 31日
(単位：円)

項 目	金 額
前年度繰越金	2,833,971
利息	212
合 計	2,834,183

4. 繰越剰余金処分案

本年度一般会計剰余金 253,619 円
を次のように処分する。
全額、特別会計に組み入れる。

以上、令和6年度会計報告をいたします。

次年度繰越金は、 3,137,802 円です。

令和7年3月31日

鈴鹿市立神戸小学校PTA
会長 上谷 鉄木真
会計 神原 沙季
真弓 礼奈

5. 財産 (令和7年3月31日現在)

普通預金

鈴鹿農業協同組合	特別会計 / 剰余金	2,834,183 円
鈴鹿農業協同組合	特別会計 / 積立金	50,000 円
鈴鹿農業協同組合	一般会計	253,619 円

普通預金合計 3,137,802 円

6. 監査報告書

令和6年度事業報告並びに、決算報告の原本及び諸帳簿を監査したところ、
適正に処理されていることを認めます。

令和7年3月31日

監 事 (会計監査)

岡田 舞

監 事 (会計監査)

中島 さゆり

[3]三号議案

PTA 規約及び会計規定(案)

承認の件

PTA規約 新旧対照表

以下のとおり、PTA規約の改訂を提案する。

新（改訂後）該当箇所抜粋	旧（現行）
(追記) 会員は保護者会員、教職員会員の2区分とする。	(会員) 第4条 本会の会員は、鈴鹿市立神戸小学校在学児童の保護者と教職員とする。但し、同一世帯を一会員とする（第8条に定める顧問、第9条に定める監査はこの限りではない）。
(6)削除	(学校役員) 第5条 本会に次の学校役員を置く。 (1)会長1名 (2)副会長(内1名は次年度会長予定者)2名 (3)書記3名(保護者2名以内、教職員1名) (4)会計3名(保護者2名以内、教職員1名) (5)地域活動委員長1名 <u>(6)組織改編委員1名(令和6年度のみ)</u>
(6)削除	(学校役員の任務) 第6条 学校役員の任務は次のとおりとする。 (1)会長は、本会を代表し、すべての事業を統括する責任を持つ。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときはその任務を代行する。 (3)書記は、会務を処理し、主に会の記録をとる。 (4)会計は、主に本会計と特別会計の事務を行う。 (5)地域活動委員長は、継続または単年度で行われる特別な事業及び活動の企画並びに運営にあたる。 <u>(6)組織改編委員は、組織のスリム化と適正化等の事務を行う。</u>
(2)地域活動委員長の候補者は、原則として<u>前年度ブロック長から選出する。</u>	(2)地域活動委員長の候補者は、原則として<u>前年度のブロック長の中より選出される。</u>
(1)本会の事業及び会計を監査するため<u>監査担当役員</u>を置く。 (2)監査<u>担当役員</u>は原則として前年度会計が務める。 (5)監査<u>担当役員</u>の任期は一年とする。但し、前年度会計が再任又はそれ以外の学校役員に就任する場合は、監査も再任する。再任できない場合は、前年度学校役員から会長が指名する。	(監査) 第9条 本会の事業及び会計の監査は、次により行う。 (1)本会の事業及び会計を監査するため<u>監査を置く。</u> (2)<u>監査</u>は原則として前年度会計が務める。 (3)事業及び会計については、毎年度末に監査を行い、総会で報告する。 (4)必要に応じて会議に出席し、会長に意見を述べることができる。 (5)<u>監査</u>の任期は一年とする。但し、前年度会計が再任又はそれ以外の学校役員に就任する場合は、監査も再任する。再任できない場合は、前年度学校役員から会長が指名する。
(地区役員) 第10条 本会に次の地区役員を置く。 (1)地域活動委員 原則として前年度ブロック長から選出する。<u>西部栄のみ2名とし、それ以外は1名ずつとする。</u> (2)ブロック長 <u>西部栄のみ2名とし、それ以外は1名ずつとする。</u> (3)地区委員 <u>東部9名、西部4名、西部栄6名、南部6名、北部2名、中部2名とする。</u> (4)登校安全部員 <u>東部5名、西部4名、西部栄14名、南部7名、北部3名、中部1名とする。</u>また、登校安全部員の中から部長1名、副部長1名を別途選出する。	(地区役員) 第10条 本会に次の地区役員を置く。 (1)地域活動委員 原則として前年度ブロック長から選出する。<u>人数は各ブロック会員の全体に占める割合に基づき、ブロックに按分する。その割合は特別な変動のある場合を除き、前年4月のPTA会員数によるものとする。</u> (2)ブロック長 <u>人数は各ブロック会員の全体に占める割合に基づき、ブロックに按分する。その割合は特別な変動のある場合を除き、前年4月のPTA会員数によるものとする。</u> (3)地区委員 <u>人数は各ブロック会員の全体に占める割合に基づき、ブロックに按分する。その割合は特別な変動のある場合を除き、前年4月のPTA会員数によるものとする。</u> (4)登校安全部員 <u>人数は各ブロック会員の全体に占める割合に基づき、ブロックに按分する。その割合は特別な変動のある場合を除き、前年4月のPTA会員数によるものとする。</u>また、登校安全部員の中から部長1名、副部長1名を別途選出する。

(会議) 第15条 本会の目的達成のため、次の会議を開く。<u>会議は書面議決（オンライン含む）に代えることができる。会議は会員の出席をもって成立し、その過半数の同意により可決する。書面議決（オンライン含む）の場合、意志表明者の過半数の同意により可決する。</u>会議の招集はそれぞれの参加者に行う。 (3)役員会 第5条で定めた学校役員をもって構成し、運営委員会に提出する議題について討議し、意見の調整を行う。顧問及び<u>監査担当役員</u>は必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。 (4)運営委員会 第5条で定めた学校役員、第10条で定めた地区役員の内地域活動委員・ブロック長・登校安全部長、第10条で定めた特別支援学級代表、顧問、<u>監査担当役員</u>で構成し、規約の改訂を伴わない議案を審議し、議決する。また、運営委員会は総会に次ぐ、議決機関とする。	(会議) 第15条 本会の目的達成のため、次の会議を開く。<u>会議は、会員の出席をもって成立し、その過半数の同意により可決する。必要に応じて書面議決（オンライン含む）を行うことができる。また、会議は対面やオンライン等で行うことができる。</u>会議の招集はそれぞれの参加者に行う。 一部省略 (3)役員会 第5条で定めた学校役員をもって構成し、運営委員会に提出する議題について討議し、意見の調整を行う。顧問及び<u>監査</u>は必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。 (4)運営委員会 第5条で定めた学校役員、第10条で定めた地区役員の内地域活動委員・ブロック長・登校安全部長、第10条で定めた特別支援学級代表、顧問、<u>監査</u>で構成し、規約の改訂を伴わない議案を審議し、議決する。また、運営委員会は総会に次ぐ、議決機関とする。
(会計) 第16条 本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。 <u>(1)会費は保護者会員1,800円/年、教職員会員900円/年とする。年度途中での退会に伴う返金は行わない。年度途中での入会は保護者会員のみ月割(150円)とし、教職員会員は一律とする。ただし退職者の補充に伴う入会の場合は徴収しない。月割は入会月を含んだ3月までの残月数とする。年度内での再入会は会費を徴収しない。</u>	(会計) 第16条 本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。 (1)会費は<u>年額 2,800円</u>とする。 (2)当年度の会計決算において余剰金が発生した場合には、次年度予算への繰越または特別会計への繰入とする。 (3)本会の会計処理は別に定める会計規定による。
(会計年度) 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。 <u>(1)削除</u> <u>(1)各学期の区切りは「鈴鹿市立学校の管理に関する規則」に基づき、下記に定める。</u> 1学期 4月1日～ 7月31日 2学期 8月1日～12月31日 3学期 1月1日～ 3月31日 <u>(3)削除</u>	(会計年度) 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。 <u>(1)PTA会費は学期ごとに、下記のように定める。</u> <u>1学期 1,000円</u> <u>2学期 1,000円</u> <u>3学期 800円</u> (2)各学期の区切りは「鈴鹿市立学校の管理に関する規則」に基づき、下記のように定める。 1学期 4月1日～ 7月31日 2学期 8月1日～12月31日 3学期 1月1日～ 3月31日 <u>(3)各学期において、対象となる児童が下記の日にかの時点で在籍した場合に、その学期分の会費を支払うものとする。</u> <u>1学期 5月31日</u> <u>2学期 10月15日</u> <u>3学期 2月15日</u>

PTA会計規定 新旧対照表

以下のとおり、PTA会計規定の改訂を提案する。

新（改訂後）該当箇所抜粋	旧（現行）
(2)削除 (2)決算の調整	（会計担当者） 第3条 本会の会計事務処理は本会規約第6条に定める会計が担当し、次の事務を行う。 （1）現金の出納及び保管管理 (2) 現金及び財産の記録管理 (3) 決算の調製
第4条 本会の会計区分は、以下のとおりとする。	（会計区分） 第3条 本会の会計区分は、以下のとおりとする。 （1）一般会計 （2）特別会計
（予算の調整及び執行） 第8条 会計は年度予算を調整し、総会に提出してその議決を受けなければならない。 （1）5万円未満の支出は、会長の承認で支出することができる。 （2）5万円以上10万円未満の支出は、執行部の過半数の承認で支出することができる。 （3）10万円以上20万円未満の支出は、運営委員会の過半数の承認で支出することができる。 (4)20万円を超える支出は、運営委員会の2/3以上又は総会の承認で支出することができる。	（予算の調製及び執行） 第8条 会計は年度予算を調製し、総会に提出してその議決を受けなければならない。 2.会長は総会で議決された予算に基づき、計画的効率的にこれを執行しなければならない。 3.事業年度開始から総会までの期間における収入及び支出は、暫定的に前年度予算に準じて執行することができる。この間の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす事ができる。 4.当初予算以外の支出については、以下の条件に基づき執行することができる。 （1）5万円以内の支出は、会長の承認で支出することができる。 （2）5万円以上10万円以内の支出は、執行部の過半数の承認で支出することができる。 （3）10万円以上20万円以内の支出は、運営委員会の過半数の承認で支出することができる。 (3)20万円を超える支出は、運営委員会の2/3以上又は総会の承認で支出することができる。
（決算） 第9条 会計担当者は、会計年度決算を調整し、会長に提出しなければならない。 2.会長は会計年度終了後速やかに、決算及び帳簿書類等を監査担当役員に提出しなければならない。 3.監査担当役員は前項の書類等を受領した後速やかに、監査報告書を会長に提出しなければならない。	（決算） 第9条 会計担当者は、会計年度決算を調製し、会計に提出しなければならない。 2.会長は会計年度終了後速やかに、決算及び帳簿書類等を監事に提出しなければならない。 3.監事は前項の書類等を受領した後速やかに、監査報告書を会長に提出しなければならない。 4.会長は、本条2項の書類に監査報告書を添えて総会に提出し、その承認を求めることを要する。

[4]四号議案
役員改選(案)
承認の件

学校役員（執行部）

役職	ブロック	役員名
会長	北部	河尻 純平
副会長(次期会長予定)	南部	中川 亜由美
副会長	西部栄	大西 優衣
書記	南部	岡本 しおり
書記(学校)	学校	奥山 博之
会計	南部	萬代 明穂
会計	中部	田畑 雅基
会計(学校)	学校	松田 有実香
地域活動委員長	東部	田村 由起子

学校役員（監査・顧問）

役職	ブロック	役員名
監査	東部	真弓 礼奈
	北部	神原 沙季
顧問	南部	上谷 鉄木真
	学校	津田 由美子

特別役員

役職	ブロック	委員名
特別支援学級代表	南部	澤田 沙季
特別支援学級副代表	中部	松本 真侑
市P連派遣	南部	上谷 鉄木真

地区役員（地域活動委員会）

役職	ブロック	役員名
委員長（執行部）	東部	田村 由起子
副委員長	中部	岡 一視
委員(5名)	西部	津田 祐輔
	西部栄	紙谷 千裕
	西部栄	田村 恵
	南部	樋口 可依
	北部	伊藤 美保
ブロック長(7名)	東部	友澤 舞子
	西部	下池 修
	西部栄	中井 祐介
		名和 史
	南部	片山 奈緒
	北部	三田 貴宏
	中部	坂井 龍一郎
地区委員(29名)	東部(9名)	畠山 陽子
		石田 真耶
		脇田 真由美
		野村 さおり
		熊田 美奈子
		中西 智世
		尾崎 朋菜
		高橋 香織
		カノケウメア
	西部(4名)	太田 志保
		北川 あすか
		朝田 容暢
		明石 彩加
	西部栄(6名)	加藤 敦子
		重近 由梨子
		谷口 千小都
		川北 広志
		大高 暁子
		高橋 有加里
	南部(6名)	出口 可奈子
		森内 孝裕
		綾野 啓司
		藪田 晶
		渡邊 あおい
		後藤 孝浩
	北部(2名)	佐藤 詩菜
		谷口 真也
	中部(2名)	永田 優子
		藤原 悠次

地区役員（登校安全部）

役職	ブロック	役員名
部長	中部	伊達 美紀
副部長	南部	天野 かおり
顧問	学校(2名)	堀尾 由季
		青木 智哉
部員(34名)	東部(5名)	水谷 友紀子
		中越 あい
		渡邊 明日香
		富田 志帆
		田川 久美子
	西部(4名)	垣内 美咲
		黒木 健二
		櫻井 真友子
		長尾 遥
	西部栄(14名)	佐藤 真奈美
		松尾 佐枝子
		石川 彩加
		中口 裕介
		長原 美穂
		LULUWINDA LESTARI AMELIA
		橋本 ゆかり
		和久 瑞木
		中村 ひとみ
		加藤 優里奈
		西村 高志
		伊藤 センザキ シネ フミコ
		吉澤 亜里沙
		豊田 洋輔
	南部(7名)	松岡 恵理
		福森 幸
		松下 卓生
		山本 史恵
		藤枝 恵理子
		松本 幸代
		岡島 裕一
	北部(3名)	菅原 由美
		南部 朱果
		南 智子
	中部(1名)	伊波 紀子

地区別児童会担当者一覧

地区名	通学班名	担当者
①西条栄三角公園	水:西条栄三角公園A	前田 直子
	水:西条栄三角公園B	
②西条栄二号公園	水:西条栄二号公園A	刀根 宏太
	水:西条栄二号公園B	
④西条栄愛宕神社	水:西条栄愛宕神社	竹花 凌
④西条栄ビッグレジデンス	水:西条栄ビッグレジデンス	
⑤西條町A 1・2 班	水:西條町A1	山本 雄大
	水:西條町A2	
⑥西條町A 3 班	水:西條町A3	市川 美貴
⑦西条栄エスポア	紫:西条栄エスポア	吉川 恵
⑦西条栄シキボウ西	紫:西条栄シキボウ西	
⑧西条栄ちびっこ公園	紫:西条栄ちびっこ公園	井高 佑菜
⑨西条栄ゆうあい広場東	紫:西条栄ゆうあい広場東A	森田 真帆
	紫:西条栄ゆうあい広場東B	
⑩西條町B	紫:西條町B1	山川 梨菜
	紫:西條町B2	
⑪鍛冶町	紫:鍛冶町	山本 雄大
⑪十日市場1	紫:十日市場1	
⑪十日市場 3	紫:十日市場3	
⑫石橋町・豎町	緑:石橋町・豎町	
⑬本多町 1 班	緑:本多町1	松坂 果歩
⑭本多町 2 班	緑:本多町2A	村中 明子
	緑:本多町2C	松田 有実香
⑮本多町 3 班	緑:本多町3	濱田 高彰
⑯東町A	黄:東町A1	加藤 由里恵
	黄:東町A2	
⑰東町B	黄:東町B1	田中 晴
	黄:東町B2	
⑱東矢田部	黄:東矢田部1	黒田 有紀
	黄:東矢田部2	
⑲北矢田部・中矢田部	黄:中矢田部	堀尾 由季
	黄:北矢田部1	
	黄:北矢田部2	
⑳南十宮	黄:南十宮	
㉑十日市場 2	黄:十日市場2	
㉒北萱町	黄:常盤町	村林 小夜
㉒常盤町	黄:北萱町	
㉒南萱町	黄:南萱町A	
㉓飯野寺家	赤:飯野寺家町	丹羽 俊介
㉓地子町	赤:地子町	杉田 華奈
㉓本多町 4 班	赤:本多町4	
㉔矢橋	赤:矢橋1	児玉 亜希
	赤:矢橋2	
	赤:矢橋3	
㉕南矢田部	ピンク:南矢田部	余語 花美
㉕矢田部本町	ピンク:矢田部本町	
㉖北新町・南新町	赤:北新町・南新町	山下 嘉大
㉖北十日市町	ピンク:北十日市町・南十日市町	
校区外	校区外	中山 幸子

[5]五号議案

令和7年度活動方針及び活動計画(案)

承認の件

1.活動方針

新たな体制のもと、PTA 会員の皆さんにご挨拶を申し上げるとともに、本年度の活動方針についてご説明いたします。

PTA 活動については、「必要だ」という意見がある一方で、「負担が大きい」「なくてもよい」といった声も多く、近年その意義が社会全体で見直されつつあります。私自身も、PTA は“あってもなくてもよい”存在だと捉えています。しかし、一方で、新たな組織の立ち上げには大きな労力や混乱が伴うため、現時点では既存の枠組みである PTA を活用することが、現実的であり全体の負担も少ないと判断しております。

そうした中で、神戸小学校 PTA において「必ず取り組むべき活動」なのが、「登校班の編成およびそれに関連する業務」です。登校班制度を廃止する場合、PTA の存在意義そのものが問われることになります。しかし、現状では多くの保護者の皆さんが登校班の維持を望んでいることから、PTA がこの役割を担うことは、合理的かつ妥当であると考えます。

一方で、登校班に関わる活動以外については、必ずしも PTA が担うべきものではありません。PTA 活動は、子どもたちのために「何かやってみたい」と思った人が、やりたい時に、やりたいことを自由に実行できる場であるべきです。特定の役割や行事への参加を義務づけるのではなく、個々の関心や得意分野に応じて自由に関わることができるよう、本年度から「サークル活動」の仕組みを導入する予定です。ご興味のある方は、ぜひご参加ください。なお、PTA や学校現場においてよく使われる「子どものために」という言葉は確かに大切な動機ではありますが、すべてを正当化する“魔法の言葉”ではありません。その言葉が誰かに過度な負担を強いてしまい、ストレスや不満を生むのであれば、本末転倒です。子どもの笑顔や成長を支えるためには、まずは関わる大人自身が無理なく、楽しく参加できる環境づくりが不可欠です。

このような考えのもと、私たちは負担の偏りをなくし、誰もが気軽に参加できる PTA を目指します。時代の変化にあわせて、PTA という組織もまた変わっていく必要があります。従来の慣習にとらわれず、よりシンプルで、より開かれたかたちを模索し、次の世代にも無理なく引き継げるような PTA のあり方を考えてまいります。

会員の皆さんからのご意見やご提案を積極的に取り入れながら、共に進化する PTA を築いていきたいと思っています。どんな小さなことでも構いませんので、ぜひご意見をお寄せください。一年間、どうぞよろしくお願い申し上げます。

鈴鹿市立神戸小学校 PTA

会長予定者 河尻純平

2.活動計画

以下の計画に基づき、今年度の活動を予定しています。また、事業規模見直しに伴い会費の見直し（値下げ）を実施します。

○直轄事業

①お掃除大会

学校からの要望に応じ、学校支援ボランティアの方々とも連携しながら活動を行う予定です。従来のような大規模な活動は予定しておりませんが、必要に応じてご協力をお願いすることがあります。その際は、可能な範囲での協力をお願いいたします。

②運動会支援

学校からの要望に応じ、保護者対応に特化した支援を行う予定です。主に観覧席における声かけ（交代の案内など）を担当します。また、以前は役員が担当していた駐車場入口付近での声かけ（許可証の確認など）については、保護者間でのトラブルを防止する観点から、外部委託を検討しています。

③広報活動の強化

PTA 活動の取り組みを会員の皆さんに広く知っていただくため、広報活動を強化します。従来同様、教職員紹介を含む広報誌を1学期中に発行する予定です。

④サークル活動支援

本年度から新たにスタートする事業です。「すべての児童」が対象となる活動案を会員から公募し、採用された活動に対して助成金を支給します（1活動あたり最大3万円、総額9万円以内の予算を予定）。なお、年度によって実施の有無や内容に変動がある可能性がありますので、あらかじめご了承ください。詳細については、後日ご案内いたします。

⑤学校環境充実支援

本来、教育環境の充実や学校施設の維持管理については行政の責務ですが、限られた予算の範囲内において出来ることが限られてしまっている実情があります。このため、現状を少しでもより良い方向に改善するため、PTAによる支援を実施したいと考えています。実施にあたり会員の皆さんの会費が原資であることを踏まえ、全ての児童に何らかの影響が

あるものを事業選定しました。

- ・学校図書館資料充実支援事業

昨年度好評だった学校図書館の図書充実支援事業について、本年度も規模を縮小して継続します。総会議決後、会員の皆さんに選書のご協力をお願いする予定です。その際はご協力をお願いします。

- ・スポーツ環境充実支援事業

ボール等のスポーツ用消耗品が劣化しており、公費での補充が追いついていない現状を踏まえ、児童の教育環境向上を目的として支援を実施します。

- ・学校トイレ環境維持事業

児童による清掃には限界がある（薬剤が使えない等）ことや施設の老朽化を踏まえ、より良い衛生環境を維持するため、定期的な清掃を行います。清掃業務はシルバー人材センターへの委託を検討しています。

⑥学校行事支援

本年度も、新入生へのクラス写真の提供、卒業生への記念品（賞状ホルダー・胸花）の贈呈を予定しています。これに加え、従来は子育て支援部が準備していた卒業学年団への花束の贈呈についても保護者会の側面を有する PTA が実施することが効率化の観点からも最良だと考え、継続して実施する予定です。

⑦特別支援学級充実支援

特別支援学級における教育活動をより充実させるための支援事業です。

⑧ご意見（連絡）フォーム

PTA 活動に関してご意見や感想、改善案などの提案を積極的に募集します。ぜひ前向きなご意見をお願いします。また、PTA への連絡や問い合わせについても以下のフォームからご連絡をお願いします。

<https://forms.gle/U9i9bLiBfG9o4Y1r8>



○会費の見直し

令和6年度会長をはじめとする執行部や専門部のご尽力により、臨時総会において運営体制が大幅に見直されました。また、次年度新1年生から入会届けの導入を予定していることを踏まえ、一人でも多くの方に今後も会員になっていただけるよう、会費の見直しをさせていただきます。併せて会員区分を保護者と教職員の2区分に分け、PTA事業による恩恵を受けない教職員会員の負担を軽減します。会費の見直しにより全体の収入額は減りますが、それに連動した形で事業規模を都度見直すことにより収支均衡を維持することができると考えております。これにより今後想定される児童数減少に伴う会員の減少にも対応できると考えます。また、例年一般会計から特別会計への繰越金が多く発生していることから、会計規定に基づき予備費は特別会計からの繰入金で対応することにしました。

新		従来
保護者会員	教職員会員	一律
1,800 円/年	900 円/年	2,800 円/年

活動計画書

部門名		地域活動委員会
役員	委員長	田村由起子(東部)
	副委員長	岡一視(中部)
	委員	津田祐輔(西部)、紙谷千裕(西部栄)、田村恵(西部栄)、樋口可依(南部)、伊藤美保(北部)
	ブロック長	友澤舞子(東部)、下池修(西部)、中井祐介(西部栄)、名和史(南部)、片山奈緒、三田貴宏(北部)、坂井龍一郎(中部)
	地区委員	<東部> 畠山陽子、石田真耶、脇田真由美、野村さおり、熊田美奈子、中西智世、尾崎朋菜、高橋香織、カノコケウア <西部> 太田志保、北川あすか、朝田容暢、明石彩加 <西部栄> 加藤敦子、重近由梨子、谷口千小都、川北広志、大高暁子、高橋 有加里 <南部> 出口可奈子、森内孝裕、綾野啓司、薮田晶、渡邊あおい、後藤孝浩 <北部> 佐藤詩菜、谷口真也 <中部> 永田優子、藤原悠次
活動予定	概要	登校班編成及び転出入者対応、登校班の統廃合などに関する業務
	1学期	転出入者の対応(随時)
	2学期	転出入者の対応(随時)、新年度地区役員選出会議の運営
	3学期	転出入者の対応(随時)、新年度地区役員選出会議の運営、新1年生の登校班編成

活動計画書

部門名		登校安全部
役員	部長	伊達美紀(中部)
	副部長	天野かおり(南部)
	部員	<東部>水谷友紀子、中越あい、渡邊明日香、富田志帆、田川久美子 <西部>垣内美咲、黒木健二、櫻井真友子、長尾遥 <西部栄>佐藤真奈美、松尾佐枝子、石川彩加、中口裕介、長原美穂、LULUWINDALESTARI AMELIA、橋本ゆかり、和久瑞木、中村ひとみ、加藤優里奈、西村高志、イサナギ キネネミ、吉澤亜里沙、豊田洋輔 <南部>松岡恵理、福森幸、松下卓生、山本史恵、藤枝恵理子、松本幸代、岡島裕一 <北部>菅原由美、南部朱果、南智子 <中部>伊波紀子
	顧問	堀尾由季、青木智哉
活動予定	概要	通学路内13ヶ所での旗当番及び通学路安全点検の実施。今年度から部員の負担軽減及び実施効果をより高めるため、旗当番を指定日一斉実施ではなく、毎月1回任意の日に、任意の場所（13箇所。必要に応じて見直しの可能性あり）で実施する方式へ変更予定。実施日と実施場所はWEBシートに事前申告予定(詳細は現在調整中)。また一定期間経過後に振り返りを行い実施効果を検証予定。
	1学期	・前年度登校安全部長による説明会 ・必要物品受け渡し(4月23日授業参観終了後) ・通学路安全点検(オープンチャット及びメールやフォームで5月末を目処に収集予定) ・パンダシールの貼り付け ・旗当番（毎月1回任意の日に実施予定。登校日は有志での実施を予定）
	2学期	・通学路安全点検(随時) ・校区内安全マーキングの実施（まちづくり協議会） ・旗当番（毎月1回任意の日に実施予定）
	3学期	・通学路安全点検(随時) ・物品返却 ・旗当番（毎月1回任意の日に実施予定）
予算	金額	10,000
	使途	横断旗及びタスキなどの購入

活動計画書

部門名		特別支援学級
役員	代表	澤田 沙季
	副代表	松本 真侑
活動予定	概要	特別支援学級の行事を通して子どもたちの活動意欲を高める。
	1学期	学級園の野菜作り 野菜の苗の植え付け、水やりや追肥等の栽培管理を行う。 時期が来たら順次収穫する。
	2学期	そよなかたんマーケット（模擬店体験） 出店する内容や役割を子どもたちが話し合って決める。商品や店の装飾、買い物袋など様々な物を工作する。当日は店員と客、両方の体験をする。
	3学期	未定
予算	金額	10,000円
	使途	野菜の苗、肥料、工作材料、文具等の購入費

[6]六号議案

令和 7 年度活動予算（案）

承認の件

収入の部

(単位：円)

科 目	令和7年度予算案	摘 要
会費収入(一般会員)	817,200	@1,800円/年×454人(一般会員)
会費収入(教職員)	27,000	@900円/年×30人(教職員)
廃品回収	9,000	古紙回収に伴う収入及び行政からの補助金収入(従来のようなイベントとしての廃品回収とは異なります)
特別会計繰入金	150,000	予備費として
雑収入	10	利息
合 計 (1)	1,003,210	

支出の部

(単位：円)

科 目		令和7年度予算案	摘 要
直轄事業費	お掃除大会運営費	15,000	学校からの要望に応じ、学校支援ボランティア等と必要に応じて連携しながらの活動を予定。その際の消耗品や燃料費、飲料費など。
	運動会支援費	50,000	駐車場受付業務（許可証の確認）を外注予定(2名/半日)。協力者への飲料、消耗品など。
	広報活動強化費	170,000	広報誌「はぐくみ」制作費用として（年1回発行予定）。
	サークル活動支援費	90,000	1サークルあたり3万円上限（3サークル程度を予定）
	学校環境充実支援費	100,000	①学校図書館における図書充実支援（会員から公募予定）及びスポーツ環境充支援のため。学校児童トイレ環境改善のため、仕上げ清掃を一部委託予定。1回¥2,000/時間・人を想定。
	学校行事支援費	114,000	入学祝写真(新入生)39,000、卒業祝記念品（卒業生）：賞状ホルダー(¥35,000)、胸花(¥20,000)、贈呈用花束(¥20,000)
	特別支援学級充実支援費	10,000	特別支援学級における活動補助費として
	小 計	549,000	
地域活動費	登校安全部費	10,000	横断用旗、安全チョッキなどの購入費用として
	小 計	10,000	
総務費	会議費	5,000	ジェフリーすずか利用料など
	鈴鹿市PTA連合会負担金	125,000	振込手数料含む
	PTA傷害保険費	82,280	P T A安全互助会保険（@170×会員数）
	印刷費	15,000	コピー代、印刷機用ロールマスター、インク
	消耗品費	50,000	PTA活動に伴う各種事務消耗品費として
	通信費	5,000	切手代など
	小 計	282,280	
予備費		161,930	
合 計（2）		1,003,210	

[7]参考資料

神戸小学校 PTA 規約(改正案)

神戸小学校 PTA 会計規定(改正案)

神戸小学校 PTA 役員免除規定

PTA 等学校関係団体からの寄付等の

取り扱いに関する指針（鈴鹿市教育委員会）

鈴鹿市立神戸小学校PTA規約(変更後案)

(名称及び事務局)

第1条 本会は、鈴鹿市立神戸小学校児童の保護者と教職員の会（略称、神戸小学校PTA）とし、事務局を鈴鹿市立神戸小学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、児童の幸せと健全な育成を図ることを目指す。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校教育への理解を深める活動
- (2) 学校からの要望に応じ、児童のために必要な活動
- (3) 校内外における環境の美化につとめる活動
- (4) PTA活動を通し、会員の資質を高めるとともに相互の親睦を図る活動
- (5) 会員意識を高める広報活動

(会員)

第4条 本会の会員は、鈴鹿市立神戸小学校在学児童の保護者と教職員とする。但し、同一世帯を一会員とする（第8条に定める顧問、第9条に定める監査はこの限りではない）。会員は保護者会員、教職員会員の2区分とする。

(学校役員)

第5条 本会に次の学校役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長(内 1 名は次年度会長予定者) 2 名
- (3) 書記 3 名（保護者 2 名以内、教職員 1 名）
- (4) 会計 3 名（保護者 2 名以内、教職員 1 名）
- (5) 地域活動委員長 1 名

~~(6) 組織改編委員 1 名 (令和 6 年度のみ)~~

(学校役員の任務)

第6条 学校役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、すべての事業を統括する責任を持つ。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときはその任務を代行する。
- (3) 書記は、会務を処理し、主に会の記録をとる。
- (4) 会計は、主に本会計と特別会計の事務を行う。
- (5) 地域活動委員長は、継続または単年度で行われる特別な事業及び活動の企画並びに運営にあたる。

~~(6) 組織改編委員は、組織のスリム化と適正化等の事務を行う。~~

(学校役員の選出)

第7条 学校役員の選出は、次により行う。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・地域活動委員長は、役員推薦委員会において推薦され、運営委員会で審議をし、総会の承認を得る。
- (2) 地域活動委員長の候補者は、原則として前年度ブロック長から選出する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。但し、学校長・前年度会長とする。

(監査)

第9条 本会の事業及び会計の監査は、次により行う。

- (1) 本会の事業及び会計を監査するため監査担当役員を置く。
- (2) 監査担当役員は原則として前年度会計が務める。
- (3) 事業及び会計については、毎年度末に監査を行い、総会で報告する。
- (4) 必要に応じて会議に出席し、会長に意見を述べることができる。
- (5) 監査担当役員の任期は一年とする。但し、前年度会計が再任又はそれ以外の学校役員に就任する場合は、監査も再任する。再任できない場合は、前年度学校役員から会長が指名する。

(地区役員)

第10条 本会に次の地区役員を置く。

(1) 地域活動委員

原則として前年度ブロック長から選出する。西部栄のみ2名とし、それ以外は1名ずつとする。

(2) ブロック長

西部栄のみ2名とし、それ以外は1名ずつとする。

(3) 地区委員

東部9名、西部4名、西部栄6名、南部6名、北部2名、中部2名とする。

(4) 登校安全部員

東部5名、西部4名、西部栄14名、南部7名、北部3名、中部1名とする。また、登校安全部員の中から部長1名、副部長1名を別途選出する。

(特別役員)

第11条 本会に次の特別役員を置く。

- (1) 特別支援学級代表2名(代表1名、副代表1名)
- (2) 鈴鹿市PTA連合会出向者1名(3年毎に1名選出、神戸中学校区持ち回り)

(地区役員・特別役員の任務)

第12条 地区役員及び特別役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 地域活動委員は地域活動委員長を補佐し、業務の遂行にあたる。
- (2) ブロック長は地域活動委員指示の元、必要な業務を行う。
- (2) 地区委員はブロック長指示の元、必要な業務を行う。
- (3) 登校安全部長は登校安全部の取りまとめを行う。副部長は部長を補佐する。部員は部長、副部長指示のもと、必要な業務を行う。
- (4) 特別支援学級代表は特別支援学級保護者の意見を取りまとめた上で会長に報告し、必要に応じて協議する。副代表は、代表を補佐する。
- (5) 鈴鹿市PTA連合会出向者は神戸中学校区代表として鈴鹿市PTA連合会が行う各種会議などに参加し、学校役員へ報告する。

(地区役員・特別役員の選出)

第13条 本会地区役員・特別役員の選出は、次により行う。

- (1) 地区役員は7つのブロックごとに第10条で定めた役員を選出する。
- (2) 特別役員の内、特別支援学級代表者及び副代表者は特別支援学級に所属する保護者から、第11条で定めた役員を選出する。
- (3) 特別役員の内、鈴鹿市PTA連合会出向者については会員の中から第11条で定めた役員を会長が指名する。

(役員・委員の任期)

第14条 本会役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 欠員が生じた場合は、第7条及び第13条に基づき選出する。但し、運営上著しい支障がない時は、この限りではない。また、任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 委員の選出にあたっては、重複しないよう考慮する。

(会議)

第15条 本会の目的達成のため、次の会議を開く。会議は書面議決（オンライン含む）に代えることができる。会議は会員の出席をもって成立し、その過半数の同意により可決する。書面議決（オンライン含む）の場合、意志表明者の過半数の同意により可決する。会議の招集はそれぞれの参加者に行う。

(1) 総会

最高議決機関で、当該年度の役員・予算・事業ならびに前年度の決算・事業報告その他規約変更等、重要事項を審議し、議決する。

(2) 臨時総会

会長が必要と認めた時、または運営委員会において出席委員の3分の2以上の要求がある時、会長がこれを招集する。

(3) 役員会

第5条で定めた学校役員をもって構成し、運営委員会に提出する議題について討議し、意見の調整を行う。顧問及び監査担当役員は必要に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

(4) 運営委員会

第5条で定めた学校役員、第10条で定めた地区役員の内地域活動委員・ブロック長・登校安全部長、第10条で定めた特別支援学級代表、顧問、監査担当役員で構成し、規約の改訂を伴わない議案を審議し、議決する。また、運営委員会は総会に次ぐ、議決機関とする。

(5) 委員会・部会

役員及び委員・部員をもって構成し、目的のため意見の調整を行う。

(6) 役員推薦委員会

会長が会員より若干名を委嘱し、次年度役員の推薦にあたる。また任務達成後は自動的に解任される。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。

(1) 会費は保護者会員 1,800 円/年、教職員会員 900 円/年とする。年度途中での退会に伴う返金を行わない。年度途中での入会は保護者会員のみ月割(150 円)とし、教職員会員は一律とする。ただし退職者の補充に伴う入会の場合は徴収しない。月割は入会月を含んだ3月までの残月数とする。年度内での再入会は会費を徴収しない。

(2) 当年度の会計決算において余剰金が発生した場合には、次年度予算への繰越または特別会計への繰入とする。

(3) 本会の会計処理は別に定める会計規定による。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(1) 各学期の区切りは「鈴鹿市立学校の管理に関する規則」に基づき、下記に定める。

1 学期 4月1日～ 7月31日

2 学期 8月1日～ 12月31日

3 学期 1月1日～ 3月31日

(規約の改廃)

第18条 規約変更の必要が生じた時は、役員会・運営委員会で協議し、総会に提出する。

第19条 本規約は、昭和58年4月28日より施行する。

(1)昭和60年4月26日一部改正

(2)平成 3年4月26日一部改正

(3)平成10年4月24日一部改正

(4)平成17年4月22日一部改正

(5)平成18年4月20日一部改正

(6)平成21年4月20日一部改正

(7)平成24年4月27日一部改正

(8)平成26年4月24日一部改正

(9)平成27年4月23日一部改正

(10)平成30年4月21日一部改正

(11)令和3年4月30日一部改正

(12)令和4年4月30日一部改正

(13)令和5年5月2日一部改正

(14)令和6年6月4日一部改正

(15)令和7年1月29日一部改正

(16)令和7年**月**日一部改正予定

神戸小学校 PTA 会計規定（変更後案）

（目的）

第 1 条 鈴鹿市立神戸小学校 PTA 規約に基づき、鈴鹿市立神戸小学校 PTA(以下、本会)の会計に関し適正かつ迅速に処理する事を目的とし本規定を設ける。

（収支命令権者等）

第 2 条 本会会計の収支命令権者は、会長とする。

（会計担当者）

第 3 条 本会の会計事務処理は本会規約第 6 条に定める会計が担当し、次の事務を行う。

（1）現金の出納及び保管管理

~~（2）現金及び財産の記録管理~~

（2）決算の調整

（会計区分）

第 4 条 本会の会計区分は、以下のとおりとする。

（1）一般会計

（2）特別会計

（特別会計）

第 5 条 特別会計は原則として次の事項について、一般会計に繰入れて使用することができる。

（1）学校環境の向上に関する事項

（2）児童の健全育成に関する事項

（3）周年等の特別事業

（4）年度会計における欠損補填

（現金の保管）

第 6 条 本会の第 4 条に定める会計に関する収入支出は、金融機関への預貯金によって管理する。預貯金は、会長又は会計担当者名義とする。

（予算及び決算期間）

第 7 条 予算及び決算期間は、本会規約第 14 条に定める期間とする。

(予算の調整及び執行)

第 8 条 会計は年度予算を調整し、総会に提出してその議決を受けなければならない。

2.会長は総会で議決された予算に基づき、計画的効率的にこれを執行しなければならない。

3.事業年度開始から総会までの期間における収入及び支出は、暫定的に前年度予算に準じて執行することができる。この間の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす事ができる。

4.当初予算以外の支出については、以下の条件に基づき執行することができる。

(1) 5 万円未満の支出は、会長の承認で支出することができる。

(2) 5 万円以上 10 万円未満の支出は、執行部の過半数の承認で支出することができる。

(3) 10 万円以上 20 万円未満の支出は、運営委員会の過半数の承認で支出することができる。

(3) 20 万円を超える支出は、運営委員会の 2/3 以上又は総会の承認で支出することができる。

(決算)

第 9 条 会計担当者は、会計年度決算を調整し、会長に提出しなければならない。

2.会長は会計年度終了後速やかに、決算及び帳簿書類等を監査担当役員に提出しなければならない。

3. 監査担当役員は前項の書類等を受領した後速やかに、監査報告書を会長に提出しなければならない。

4.会長は、本条 2 項の書類に監査報告書を添えて総会に提出し、その承認を求めることを要する。

(余剰金)

第 10 条 当年度決算において、余剰金が発生した場合には、その金員を一般会計及び特別会計に組み入れることができる。

(委員会・部会)

第 11 条 委員会・部会は成立した予算に関して適切な執行に努め、次の事務を行う。

(1) 現金の授受管理

(2) 収入及び支出の管理

(3) その他委員会・部会における金銭に関する管理

(証拠書類の保存期間)

第 12 条 帳簿その他の証拠書類の保存期間は、5 年とする。

(附則)

第 13 条 この規定は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

(1) 令和 6 年 6 月 4 日一部改正

(2) 令和 7 年 * * 月 * * 日一部改正予定

鈴鹿市立神戸小学校 PTA 役員免除規定(改訂案)

- ①学校役員である会長、副会長、書記、会計、地域活動委員長は、子ども全員分、学校役員および地区役員を免除する。
- ②特別役員である鈴鹿市 P T A 連合会出向者(3 年毎に 1 名選出、神戸中学校区持ち回り)は、子ども全員分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り地区役員を免除する。
- ③地区役員であるブロック長(但し、ブロック長と地域活動委員を 2 年続けて担当した場合に限る) 及び登校安全部長は、子ども全員分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り地区役員を免除する。
- ④地区役員である登校安全部副部長、登校安全部員、地区委員は、その年度に限り学校役員を免除する。
- ⑤特別役員である特別支援学級代表は、子ども全員分、学校役員を免除する。また、その年度に限り地区役員を免除する。同副代表は、子ども一人分、学校役員を免除する。また、その年度に限り地区役員を免除する。
- ⑥登校安全部長及び同副部長の選出にあたり、ブロック長(2 年目地域活動委員)の経験者は、登校安全部長及び同副部長の再選は免除される。
- ⑧全ての役職において免除規定に該当していても、本人の意思による立候補がある場合は、妨げないものとする。
- ⑨任期中、諸事情により退任した場合、その期間に関わらず免除規定は適用しないものとする。
- ⑩諸事情により職務を遂行できない場合、その期間に関わらず免除規定は適用しないものとする。
- ⑩PTA 規約改定に伴う役職の改廃などにより、PTA 役員免除規定に変更が生じた場合でも、過去の PTA 役員免除規定は有効とする。但し、今後児童数の減少等により P T A 役員の選出が困難になった場合は、この免除規定を見直すこともある。
- ⑪その他、特別な事情により上記に該当しない場合、運営委員会の承認を得て決定することができる。

※本免除規定は、平成 1 6 年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成 1 6 年 4 月 2 3 日より施行する。

※本免除規定は、平成 1 9 年 4 月 2 1 日より施行する。

※本免除規定は、平成 2 1 年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成 2 2 年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成 2 3 年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成 2 4 年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成 2 7 年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成 3 0 年 4 月 2 1 日より施行する。

※本免除規定は、令和 3 年 4 月 3 0 日より施行する。

※本免除規定は、令和 6 年 6 月 4 日より施行する。

※本免除規定は、令和 7 年度以降の案件について適用する。

令和7年度以降						
選 出 区 分	役 職	子ども全員分 の学校役員を 免除	子ども1人分 の学校役員を 免除	その年度に限り 学校役員を 免除	子ども全員分 の地区役員を 免除	その年度に限り 地区役員を 免除
学 校	会長	○			○(H23以降)	
	副会長(次年度会長予定者)	○			○(H23以降)	
	副会長	○			○(H23以降)	
	書記	○			○(H23以降)	
	会計	○			○(H23以降)	
	地域活動委員長	○			○(H23以降)	
特 別	特別支援学級代表	○				○
	特別支援学級副代表		○			○
	鈴鹿市P T A 連合会出向者	○				○
地 区	登校安全部長	○				
	登校安全部副部長			○		
	登校安全部員			○		
	地区委員			○		
	ブロック長(2年目は地域活動委員)*ブロック長と地域活動委員を2年続けてした場合	○				
令和6年度まで						
選 出 区 分	役 職	子ども全員分 の学校役員を 免除	子ども1人分 の学校役員を 免除	その年度に限り 学校役員を 免除	子ども全員分 の地区役員を 免除	その年度に限り 地区役員を 免除
学 校	会長	○			○(H23以降)	
	副会長(次年度会長予定者)	○			○(H23以降)	
	副会長(子育て支援部担当)	○			○(H23以降)	
	書記	○			○(H23以降)	
	会計	○			○(H23以降)	
	地域活動委員長	○			○(H23以降)	
	組織改編委員(R6年度限定)	○			○(R6年以降)	
	体育厚生部長	○				○
	体育厚生部副部長		○			○
	文化部長	○				○
	文化部副部長		○			○
	広報部長	○				○
	広報部副部長		○			○
	子育て支援部長(次年度副会長)		○			○
	各専門部員(体育厚生・文化・広報部)		○			○
地 区	学級代表(特別支援学級代表・副代表)	○				○
	鈴鹿市P T A 連合会出向※1	○				○
	登校安全部長	○		○		
	登校安全部副部長			○		
	登校安全部員			○		
	子育て支援部副部長			○		
	子育て支援部員			○		
	地区委員			○		
	ブロック長(2年目は地域活動委員)*ブロック長と地域活動委員を2年続けてした場合	○		○		

P T A等学校関係団体からの寄附等の取扱いに関する指針

平成29年5月15日：現在
教育委員会事務局 学校教育課

1 目的

この指針は、P T A等の学校関係団体等からの寄附等の取扱いに関する一般方針を定めることにより、学校等の管理運営にかかる経費の適正を図ることを目的とする。

2 用語の意義

- (1) P T A等 教育環境の向上等を目的として学校等を支援するために組織されている団体で、P T A、地縁団体、部活動後援会等の団体並びに同様の目的で支援を行おうとする個人及び法人をいう。
- (2) 学校等 鈴鹿市立学校をいう。
- (3) 寄附等 学校等の教育環境の向上等を目的として、学校等に対してP T A等から自発的に寄附される金銭、物品、財産その他の寄附物件をいう。
- (4) 公費 鈴鹿市予算の編成及び執行に関する規則第11条の通知を受けたものをいう。
- (5) 私費 団体徴収金その他公費以外の金銭をいう。
- (6) 団体徴収金 P T A等が当該団体の会員から徴収した金銭をいう。

【参考】

※ 鈴鹿市予算の編成及び執行に関する規則第11条 財政課長は、次の各号に掲げる事項に関し、その内容を速やかに主務課長及び会計管理者に通知しなければならない。

- (1) 議会において予算が成立したとき。
- (2) 予算について、市長が専決処分をしたとき。
- (3) 地方自治法第177条第2項の規定により予算を計上したとき。

3 基本原則

- (1) 設置者負担の原則 学校教育法第5条の規定により、学校等の管理運営に係る経費は学校等の設置者である鈴鹿市の負担を原則とする。
- (2) 公費負担転嫁の禁止 地方財政法第27条の4及び地方財政法施行令第52条第2号の規定により、学校等の建物の維持及び修繕に要する経費は学校等の設置

者である鈴鹿市の負担を原則とする。

- (3) 寄附等の強制徴収の禁止 地方財政法第4条の5の規定により、学校等はPTA等に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附等を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

【参考】

- ※ 学校教育法第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。
- ※ 地方財政法第27条の4 市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。
- ※ 地方財政法施行令第52条 地方財政法第27条の4に規定する経費で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 市町村の職員の給与に要する経費
 - (2) 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費
- ※ 地方財政法第4条の5 国は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

4 責務

(1) 教育委員会の責務

- ア 学校等の独自性を考慮し、適正な予算の確保に努める。
- イ 学校等の実情を鑑みて、公費負担の平等・平準の確保に努める。
- ウ 学校等において適正な予算執行が行われるよう指導助言を行う。
- エ 学校等の管理運営にかかる経費に関して公費と私費の一般的な負担区分の基準を明確にし、その具体例を明示する。
- オ 学校等の管理運営にかかる経費の適正に関する学校等への指導助言を行う。
- カ 寄附等の受領に係る手続きについて具体的に明示する。

(2) 学校等の責務

- ア 鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱に定めるもののほか、財務関係諸規則に則り、適正な公費会計処理を行う。
- イ 関係法令、財務関係諸規則及び本指針に基づき、公費と私費の執行を適正に区分する。
- ウ 学校等の独自性及び実情を考慮し、適切な予算要求に努める。

エ P T A等からの寄附等の適正に関して、P T A等への指導助言を行う。

オ 団体徴収金会計の管理を学校等の職員が行うこととしている場合にあつては、当該会計の適正な執行を確保する。また、当該会計事務の縮減に努める。

(3) P T A等の責務

学校等に対して自発的な寄附等を行おうとする場合においては、関係法令、財務関係諸規則及び本指針に則り、適正な手続に努める。

5 P T A等からの寄附等の取扱いの原則

(1) 学校等は、基本原則、負担区分の判断基準等に適合するものである場合に限り、寄附等を受領することができる。

(2) 学校等は、(1)に適合する寄附等については、当該寄附等の種類に応じて次のとおり取り扱う。

ア 金銭については、公費への繰入を原則とする。

イ 物品については、鈴鹿市物品管理規則、鈴鹿市立小中学校財務事務取扱要綱及び物品の廃棄処分に関する規則等の関係諸規則に基づき、受領、管理及び廃棄処分を適正に行う。

ウ 不動産については、その取得等に関する権限が原則として教育委員会に存しないことから、学校等においては取り扱わない。

エ ア～ウ以外の寄附等については、その実施主体を適切に判断した上で、教育委員会と協議の上、その取扱いについて決定する。

6 負担区分の判断基準

(1) 公費により負担するもの

ア 学校等の運営にかかる経費であつて、学校等の運営の水準の維持に必要な経費

イ 学校等の施設の維持管理又は整備にかかる経費であつて、学校等の施設の水準の維持に必要な経費

ウ 学校等の教育活動（部活動を含む。以下同じ。）にかかる経費であつて、学校等の教育活動の水準の維持に必要な経費

エ 学校等の独自性（特色）の向上に資するために行う教育活動にかかる経費として公費により特に認めるもの

オ 学校等が設置する学校運営協議会その他これに類する委員会等の運営にかかる経費のうち、教職員以外の委員の活動費等として公費により特に認めるもの

カ 学校等が、又は学校等を代表して教職員が参加する関係機関、団体、研究会、

研修、大会等の負担金、会費、登録費等及びそれらへの参加に伴い必要な経費として公費により特に認めるもの

(2) 学校等の教職員が負担するもの

ア 教育活動等において教職員個人の使用又は所有に帰する図書、用具その他物品にかかる経費

イ 教職員が個人として参加する各種機関、団体、研究会、研修、大会等にかかる一切の経費

ウ 公費により負担するものとして財務関係諸規則の規定に基づき支給される経費を超える一切の経費

(3) 児童生徒の保護者等が負担するもの

ア 個々の児童生徒の所有物にかかる経費

イ 教育活動に必要なものとして、個々の児童生徒に直接的利益として還元されるものの経費

ウ 児童生徒の自主的活動にかかる経費

エ 原因者負担を原則とする経費

(4) P T A等が負担するもの

ア P T A等の運営に要する経費

イ P T A等が主催する行事等に要する経費

(5) 私費による寄附等を受領することができるもの

ア 特定の用途を定めずに、学校等の管理運営にかかる経費として自発的な申出のあるもの（金銭）

イ 学校等の水準を超える運営、設備及び備品の整備並びに教育活動にかかる経費として自発的な申出のあるもの

7 報告及び指示

(1) 学校等は、寄附等の申出があったときは、速やかに教育委員会へ報告し、その取扱いについて必要な指示を受ける。

(2) 教育委員会は、(1)により報告を受けた場合には、速やかに学校等へ必要な指示を行う。

(3) 学校等は、寄附等を受領し、又はその執行を終えたときは、速やかに教育委員会へ報告する。

8 情報公開

(1) 学校等は、寄附等を受領し、又はその執行を終えたときは、学校等から保護者等への配布物（学校だより等）により、その執行の状況を公表するよう努める。

- (2) 学校等は、寄附等を行った P T A 等に対して、その執行の状況を公表するように要請する。

9 その他

- (1) 寄附等を受領した場合においては、鈴鹿市教育委員会表彰規則に則った取扱いの徹底を図る。
- (2) この指針の運用に関して必要な事項は別に定める。

10 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 29 年 5 月 15 日改正

**P T A等学校関係団体からの
寄附等の取扱いに関する指針**

＜負担区分等ガイドライン＞

平成 2 9 年 4 月 1 日
鈴鹿市教育委員会

1 公費負担を原則とする経費

学校の管理運営，教育活動等に係る経費であって，学校等の水準の維持に必要な経費とし，これらは原則的に公費により対応するものとする。

区 分	概 要	詳 細
教育活動費	・学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費 ・生徒指導，進路指導等に必要な経費 ・子どもの心身の健康，安全に必要な経費 ・教務活動や学校運営・維持活動に必要な経費 ・部活動，児童・生徒会，文化祭，体育祭等の開催のための必要な経費	・授業等の教科活動，学校行事等特別活動のために職員に必要な教具，教材等 ・授業等の運営にかかる共用的なもの，または不特定多数の子どもに必要なものにかかる経費 ・進路指導や生徒指導にかかる共用スペース等整備，成績管理等にかかる情報管理等事務に必要な物品や消耗品費等，通信簿の印刷代 ・保健室に常備する救急医療薬等 【具体例】 「あゆみ」印刷，プリンタートナー，印刷機インク，ポスターカラー，画用紙，卒業生飾りつけ消耗品，卒業証書筆耕，卒業式・入学式等の生花，学級文庫書籍，はがき・切手（校用需要費にて購入・使用する範囲），受験願書とりまとめ送付用切手
学校施設 整備 維持管理 維持修繕	・学校施設の建設や備品の整備，保守管理や維持修繕に必要な経費	・校舎や体育館，グラウンドやプール等の学校施設の整備にかかる経費や維持管理・修繕経費 ・校内や敷地内の環境整備にかかる経費 ・学校施設内の給排水設備等設備整備や維持・保守にかかる経費 ・備品の整備や修理にかかる経費 【具体例】 園芸用培養土，花・苗・土代，ハチ駆除剤，にがり，施設設備上の防犯ブザー

学校管理 運営経費	・ 光熱水費等学校の管理運営 に必要な経費	・ 電気, 水道, ガス, 灯油等燃料代等 学校の管理運営にかかる必要な 経費
--------------	--------------------------	---

2 私費負担が可能なもの

保護者に負担を求めることの妥当性は、直接的な受益者負担や直接の原因者負担にあたるか否かを十分に検証し、判断しなければならない。

(1) 児童生徒の保護者に負担を求められるもの

区 分	概 要	詳 細
児童生徒の 個人の所有 物にかかる 経費	・ 児童生徒が学校や家庭のい ずれにおいても個人管理 し、使用可能な物にかかる 経費	【具体例】 制服, 体操服, 鞆, 名札等, 筆記用 具等個人用学習用具, 参考書, 辞書 類等, 生活科教材(こま, カルタ)
教育活動に 必要なもの として児童 生徒個々に 直接的利益 として還元 されるもの	・ 学校が行う教育活動の一環 で必要となる教材, 教具 ・ 児童生徒が参加して生ずる 利益が児童生徒個人へ還元 されるもの ・ 生徒指導や進路指導上にお いて児童生徒個々に直接還 元される経費	・ 授業において必要な教材費等にお ける個人に必要なものにかかる 経費 ・ 書道, 絵画, 調理実習等にかかる 材料費 ・ 修学旅行, 校外学習, 映画鑑賞等 への参加に必要な経費 ・ Q-U 調査代や CRT 検査代, 進路指 導等にかかる資料代 ・ 保険料, 給食費 【具体例】 総合学習見学講師謝礼, 人権誌「で あい」, 文化祭講師謝礼, ようこそ 先輩謝礼, キャンプ薪代, 受験願書 提出用切手, メール配信システム使 用料, 運動会参加賞, キャンプの保 険
児童生徒の 自主的活動 にかかる経 費	・ 部活動, 児童・生徒会活動, 文化祭, 体育祭等の開催に かかる一定水準を超えた経 費	・ 一定水準を超えた部活動の活動 費, 遠征費等, 運動会用レンタル テント, 演劇鑑賞代, 作品応募用 切手

(2) 原因者負担とできるもの

区 分	概 要	詳 細
原因者負担	・ 故意、過失を問わず個人や団体の責任に起因して生じた経費	・ 器物破損などにかかる修理費等

3 P T A等学校関係団体の運営等経費

区 分	概 要	詳 細
P T A等主催の行事等に要する経費	・ 事業や行事等が学校以外の主催・実施主体であった場合においてかかる費用	・ P T A総会等開催にかかる経費 ・ その他P T A等主体行事や事業にかかる諸経費 【具体例】 P T A活動中の保険, 奉仕作業にて使用するトラック借用謝礼
P T A等の運営にかかる経費	・ P T A等当該団体運営経費 ・ P T A等当該団体保有設備の運営管理にかかる費用	・ P T A等当該団体運営にかかる資料やコピー代等事務費や運営費 ・ P T A等当該団体保有設備や備品の保守管理経費 【具体例】 卒業記念品, P T A等任意団体にて使用する灯油

4 支出科目に注意を要するもの

講師謝礼, 手土産代, 切手, 餌, 学校運営協議会の看板作成費, 写真ニュース等

5 寄附金について

地方自治法の総計予算主義により, 寄附金を受領して支出を行う時は, 必ず事前に予算案について市議会の議決を受ける必要がある。(地方自治法第210条, 211条)

従ってP T A等からの寄附については, 「物品」を原則とする。

寄附金を受領する必要がある場合は, 事前に学校教育課と協議し, 予算の議決を受けた後に執行すること。